

# 採用された労働局以外への定期的な異動ルールが 廃止となりました

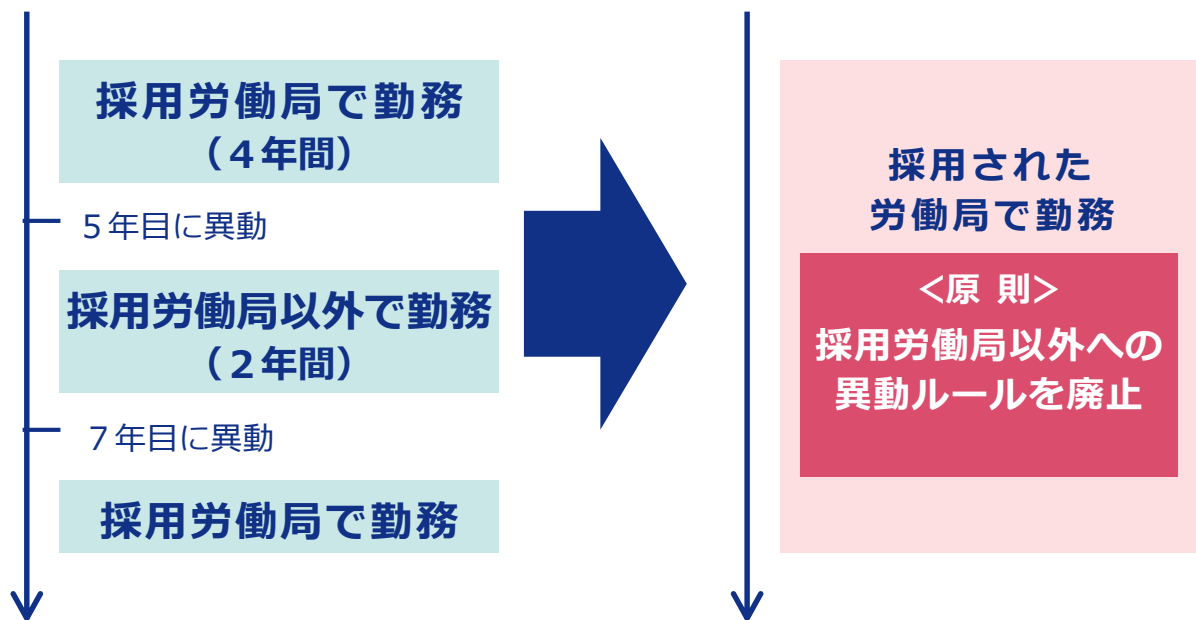
（2022年厚生労働省労働局職員採用パンフレット P.9,21）

現行制度は採用された労働局に4年間勤務後、5年目で採用された関西ブロック内（京都、大阪、兵庫、滋賀、奈良、和歌山）で異動し、2年間勤務した後、7年目で採用労働局に戻る制度となっています。

今般、この異動ルールが廃止されました。

## 旧制度

## 新制度



## 異動を希望される場合は、

採用された労働局以外での勤務を希望する場合、  
一定の期間、採用ブロック内の他の労働局で勤務をすることがあります。